

# 英國の對印度植民政策（其の一）

島 村 俊 彦

## 英國の對印度植民政策目次

### 第一章 英國の寶庫印度

### 第二章 統治政策

#### 第一節 分割統治政策

(一) 印度の人種

(二) 印度の言語

(三) 印度の宗教

(イ) 印度教

(ロ) 回教

(四) 回印兩教徒の相剋

(五) 英國の分割統治政策（以上第一分冊）

#### 第二節 遷延政策

#### 第三節 印度人に對する差別主義

#### 第四節 暴力的彈壓政策

### 第三章 文化政策

### 第四章 經濟政策

### 第五章 對王侯國政策

### 第六章 對ビルマ政策

### 第七章 英國の對印政策への反抗としての國民運動の進展

#### 第一章 英國の寶庫印度

「英吉利の王冠に鏤はめられたる最も光輝ある寶石」ともいはれ、或はまた「英吉利の寶庫」とも稱される印度は是等の形容の如く凡ゆる意味に於て、英吉利に對し魅力に充溢れたる存在である。

印度は歐洲、アフリカ、マレー、東亞諸地域及び濠洲、新西蘭等を結ぶ、交通、通商上の要衝たるのみならず、戰時に於ては印度洋、南太平洋更に近東、西南アジア、アフリカを制壓するための絶好の基地たるの條件を具備し、英帝國國防上極めて重要な地位を占めてゐる。

又印度は東西、南北とも延長二千哩、その面積は英本國の二十倍、日本全版圖の六倍といふ廣大なる地域を占め、その内極めて狭小なる佛領及び葡領の植民地を除けば、他は印度帝國であり、内五割五分は英領諸州、他の四割五分は印度王侯國によつて占められてゐる。印度は英吉利王を君主に戴く帝國であつて、所謂植民地とは異なるものとされてゐるが、然し其の實質に於て植民地たることに變りはない。尙ほ最近ビルマは行政上印度から分離されたことは周知の通りである。又セイロン島は印度の附屬島嶼と考へられ易いが、行政上は英國の直轄植民地であつて、英國植民省管轄下の知事によつて統治されてゐる。

印度北部のヒマラヤ山地、南部のデカン高原、この間にはインダス、ガンジスの二長河が貫流し、こゝに廣大肥沃なるインダス、ガンジスの兩平野が打開けてゐる。是等の地方は概して土質、氣温、濕度に恵まれ、世界屈指の農業地帯をなしてゐる。殊に氣候の多様性の結果として、農作物の

種類は極めて豊富である。

事情かくの如くであるから、自國內に既に農村を失つた英吉利としては、食料或は工業原料の供給地として印度に期待するところ極めて大であるのは當然である。

又印度の人口は實に老大である。一九三二年の國勢調査の結果によれば、印度の全人口數は三億五千萬餘であつた。一九四一年の調査の結果は恐らく四億に近い數を示すであらうと云はれてゐる。かゝる老大なる人口數を擁する印度が、英國商品の販賣市場として絶大なる價値を有することは謂ふまでもない。

試に印度の對外貿易に於て英本國の占める地位を見るに、印度の輸入總額中英本國の占めてゐる割合は前大戰以降減少したとはいへ尙ほ三割といふ數字を維持してゐる。また印度の輸出總額中、英本國向けは大戦以來稍増加し最近では三割四分程度に達してゐる。

英本國よりの主要輸入品は綿絲、綿製品、機械器具、鐵鋼、自動車、金物、羊毛製品等の工業製品であり、對英輸出の主たるものは皮革、茶、棉花、黃麻、黃麻製品、亞麻仁、採油種子、マンガン鑛等の主として工業原料品である。

更に之を英本國の側から見ると、英國の總輸出額中印度向けの割合は最近減少の傾向にあるとはいへ、然も尙ほ七、八分を占め、南阿聯邦に次ぐ重要な輸出市場である。

印度はまた英國の投資地として非常に重要な地位を占めてゐる。

一九三〇年末に於ける英國の海外投資總額は約三十七億磅と推定されてゐるが、その内英國の證券取引所に上場されてゐるものは約三十二億磅であつて、之を投資地別に見ると、英領への投資が六割以上の約二十億磅

#### 英國の對印度植民政策(其の一)

で、この内印度及びセイロンへの投資額は約四億六千萬磅の巨額に達し、海外投資總額の一四%、英領投資額の二三%に相當してゐる。對印投資の對象として目星しいものは公債と鐵道事業で、兩者を合して三億五千萬磅、總額の七七%を占めてゐる。是等の對印投資が年々一億磅といふ莫大なる利潤をもたらすのであるから、印度は英國の資本投下地としても非常に重要性をもつことが理解されるのである。

更に印度は、こゝから多額の貢納金が上るといふ意味に於ても英國に取つて大なる價値を持つてゐる。

在印數萬の英國官吏の俸給、恩給等は總て印度の負擔で、本國は鏹一文も出してゐない。ところが在印英國官吏の俸給、恩給等の給與たるや法外な高額であるために、是等の負擔は印度に取つて非常な重荷になつてゐる。

一例としてボンベイ州知事に對する俸給其の他の給與を挙げれば、其の額は驚くべし六十五萬八千六百留比にも達するのである。また印度總督の年俸は約二十六萬ルーピーで合衆國大統領の約二十萬ルーピーに比し遙かに高給である。之の一例によつて見ても在印英國官吏が如何に高給を得てゐるか分る。その他任命の際の支度費、赴任旅費も莫大なもので、是等も總て印度の負擔で、英本國は一文も拂はない。英國官吏のかゝる不當な俸給は英本國が印度を非常に不健康な土地であり、また印度兵叛亂事件(一八五七年)の聯想によつて印度を危険な土地であると過信してゐるためであるといはれてゐるが、此問題は常に國民會議派以下の攻撃の的となつてゐる。

一ヶ年間に印度の支出する在印英國人官吏の俸給、恩給其の他の支出は三千萬磅といはれてゐる。

又國防費として印度の負擔する額は五億乃至六億ルーピーで總歲出の四

割以上を占めてゐる。その國防費なるものも、名目上はとにかく實質的には英國の印度支配を確保するための費用に過ぎず、而もその費用たるや半餓死状態の印度人の懐から搾り取るといふ残忍さである。皮肉な見方をすれば、印度人はその自由と獨立を失ふために骨身を削つてまで英本國に莫大な貢納金を奉つてゐることになる。

以上述べた以外に王侯國からの獻金があるから、之を加へれば年々英本國が收得する利益は莫大なるものである。

ヴァルガーの推算によれば一九二四—二五年に於て英國が印度から上げた利益は實に一億七千萬磅(約二十二億ルーピー)に達するといふことである。その内譯を示せば、在印英國人官吏に對する俸給、恩給其の他の三千万磅、投資利潤一億磅、商業上の利得一千五百萬磅、工業上の利得一千二百萬磅となつてゐる。英國の利得は今日に於ては戰時課税、強制寄附金等によつて寧ろ増加することも減少することはないと見られてゐる。

以上の如く英國の印度經營は全く割の良い商賣であつたし、一方英國は印度人の福祉といふやうなことについては殆ど何等の財力と精力を費やさずに済んだのであつたから、彼等の目から見れば、印度は正に「英吉利の王冠に鏤ばめられた最も光輝ある寶石」であつたに違ひない。

そこで英國が斯くの如き、寶石であり寶庫であるところの印度を失はざらんとして凡ゆる權謀術數を弄し、また弄するであらうことは容易に想像し得るところである。

十七世紀以來三百年餘に亙る英國の印度統治は時の流れと共に幾多の變遷を経來つてゐるけれども、然し是等に一貫した特徴を擧げるならば、先づ政治的には印度の植民地たることの永久的確保であり、經濟的には徹底的搾取であつた。

印度に於ける英國の統治が、その結果として印度に恩惠をもたらしたとしても、それは恰も卵を生ませるために鶏に餌を與へると同様、それは飽くまで偶然的副産物に過ぎない。印度に於ける英國の植民地經營は正に帝國主義的植民政策の典型といふべきであらう。以下章を分つて印度統治の具體的政策について述べることにする。

## 第二章 統治政策

英國の印度統治の根本方針は要するに印度をして永く英國の植民地たらしむることに存する。

この目的のために英國の採つた具體策は種々雑多であらうが、所謂分割統治政策、遷延政策、印度人に對する差別主義、暴力的壓迫政策こそは其等に一貫した顯著なる特徴であつて、是等を解明することによつて英國の印度統治方式の核心は把握し得るものと考へられる。以下節を分つて、是等の政策につき概説しよう。

### 第一節 分割統治政策

印度には幾つもの人種、言語、宗教が實際目に見えて存在する。そのために或る者は印度とは單なる地理的名稱に過ぎない。ベンゴール人、ラーヂプト人、パンジャブ人、グヂェラト人、マラータ人、シーク人、パルシー人其等多くの民族はあるがインド人といふものはないと主張する。この見解は勿論正當でない。なる程印度の各民族が凡ゆる政治社會問題について種々異なる意見を抱いてゐることは事實である。然し彼等が英國人とは異なる何等かの共通の文化を有つてゐるといふ意識、この共同意識によつて一つの社會に結合されてゐるといふ自覺は印度人、印度國民の存在を主張する根據たり得るものである。かゝる共同の意識こそは、各種族社會

の特殊性を超越して統一的國民運動の温床となり得るのである。

され、印度が人種、言語、宗教其等の點より見て、誠に異質的諸要素より成立する複雑極まり無き社會たることは否定すべくもない。

分割統治政策とはかゝる印度民族の種族的宗教的、文化的複雑性を利用して、印度人の分裂抗争を激化せしめ、以て反英的な統一勢力の結成を阻止し、英國の印度支配を確保せんとする一連の統治方策を包含するものである。

右の分割統治政策について、之を具體的に述べるに先立ち、印度社會分裂抗争の素因たる、種族、言語、宗教について略述しよう。

### 第一項 印度の人種

印度の如く人種の複雑を極めてゐる處は尠い。其の人種に關しては諸説紛々として、いまだ一致を見るに至らないといふことである。

一口に印度人と云つても皮膚の色の白きものもあり、黒きものもあり、或は黄色、褐色を帯びた者もある。又身長も長大なるあり矮小なるあり、又鼻形にしても扁平なものもあり、短小なるものあり、細長なるものあり、鼻先の高いものもある。その他鬚髯の状態も濃淡種々様々であるといふ風に極めて多くの人種的特徴が見られる。

印度の原住民或は最古の土著民はマレー、スマトラ方面の種族に近似せるものであつたらしく、この原住民は西方からはアリアン、スキシアン、パタン、モガール、東北からは蒙古、ビルマの諸民族の侵入を受け、それらとの混血の結果現在の諸種族が出来たといふことである。

Sir Henry Risley は印度人を次の七種族に大別してゐる。

一、ドラヴィダ型 Dravidians

二、蒙古型 Mongoloid

英國の對印度植民政策(其の一)

一、印度アリア族 Indo-Aryans

一、トルコ・イラン族 Turko-Iranians

一、蒙古ドラヴィタ族 Mongolo-Dravidians

一、アリオ・ドラヴィタ族 Aryo-Dravidians

一、スキト・ドラヴィダ族 Sxytho-Dravidians

以上各種族の居住地及體質的特徴については茲には述べない。こゝでは單に之等の種族は更に數十の種族に區分され極めて雑多な構成をなして居り、印度の國民的統一に對して非常なる障害となつてゐることを指摘するに止めよう。

### 第二項 印度の言語

印度の種族が雑多であると同様に、其の言語も亦頗る多種多様である。

現今印度に於て使用されてゐる言語の數は實に二百二十五種の多きに及んでゐる。之に方言を入れれば其の數は非常なる多數に上るといふ。地方郵便局で使用を公認してゐるものだけでも七十餘種に達するといふことである。

印度の言語は恰も歐洲大陸に英語、獨逸語、佛蘭西語等々の多數の言語があるのと類似して居り、印度の大部分で話を通ずるためには、歐洲にある國語の數程言語を知らなければならぬといふ状態である。英語は印度の法定語とされてゐるが、それは亦知識階級の意思疏通の手段、謂はば國際語の機能を營んでゐるといふ奇妙な現象を呈してゐる。印度人にして英語を解するものは四百三十萬、即ち人口一萬につき男子二二人、女子二八人の割であるといふ。中央、地方の議會に於ては英語が公用語とされてゐるが、國民會議さへ英語で行はれるといふ有様である。

印度語の内で最も廣く用ひられてゐるのはヒンドスタニー語で、全人口

の三分の一以上が之を用ひてをり、地方により多少の訛はあるが大體印度の標準語と見做されてゐる。

凡て民族の統一には意思の疏通手段たる言語の同一性が最も必要であることは云ふまでもなく、印度の言語の複雑性は人種の複雑性と共に印度の民族的統一を妨ぐる因子であるといはなければならぬ。言語の方面に於て印度人の意思疏通、民族運動の展開に役立つたものは皮肉にも英語であつたのである。

然し最近ガンヂーを中心として、ヒンドスター語を中心として作られた印度共通語、印度文字の普及統一を計らんとする運動が生じてゐるといふことである。

### 第三項 印度の宗教

他の諸國に於ける宗教が單なる宗教たるに反し、印度に於ける宗教は政治、社會、文化、思想等の凡ゆる分野に互つて、民衆の一切の生活の根源として絶大なる影響力を有してゐるといふことは實に顯著なる事實である。かかる宗教的支配力の絶大さはその内容の迷信的排他的なると共に、全印度社會を極度に分裂混亂せしめてゐるものであつて、印度問題を考察するに當つては宗教は人種、言語その他の如何なる要素にも増して非常なる重要性を有してゐるのである。

以下項を分つて印度宗教殊に印度教と回教の概況を述べよう。

印度の宗教は印度原住民の間に發達した宗教、アーリア系のもの、セム系のもの、是等の混合せるもの等ありて其の種類は極めて多數に達してゐるが教徒數の上から主なるものを挙げれば左の七つである(一九三一年調査)。

回教	七七、六七七	二二・一六
原始教	八、二八〇	二・三六
基督教	六、二九六	一・七九
シク教	四、三三五	一・二四
耆那教	一、二五二	〇・三六
拜火教	一〇九	〇・〇三

右の如く印度教と回教は印度の二大宗教であつて、兩教徒を合せば總人口の九割以上に達する。

印度教徒は主として印度の中部と南部とに多く殊にマドラス州の如きは人口の八九%までは印度教徒である。回教徒が優勢を示してゐる地方はインドス河以西とベンゴール州である。

印度の宗教と政治問題、社會問題或は英國の分割統治政策との關係に於て最も重要なものは印度教徒と回教徒の相剋である。即ち各宗教中印度教徒と回教徒との反目暗闘は最も著しく、屢々、宗教的政治的闘争が表面化して多數の死傷者を出すといふ状態で、兩者の摩擦軋轢は印度の國民的統一の一大障碍となつて居り、英國の分割統治政策は正に印度のこの弱點につけ込んだものであり、回印兩教徒の争闘こそ印度獨立上の痛をなしてゐるのである。

此間の事情を明かにするため以下印度教、回教について、その教理、儀式、慣習につき概説しよう。

#### (イ) 印度教

印度教徒は今日に於ては幾多の分派があるが其の起源は約三千年前中央亞細亞よりインドス平原に侵入したアーリア族の宗教にあるといはれてゐる。このアーリア族の宗教は一種の自然崇拜教であつて、崇拜の對象は太陽、月、火、風、雷を初めとしてソーマ酒釀造の原料ソーマの崇拜に

印度教

教徒數(千人)

一三九、一九五

總人口に對する百分比

六八・二四%

至るまで無数の神を信じてゐたといふ。アーリア族は是等の神々に果實や菓子を供へ、或は牛、仔牛、馬などを犠牲となし、又祈禱、讚美を捧げた。

然るに其後アーリア人が漸次原住ドラヴィダ族を驅逐してガンヂス平原に侵入した頃には最初の信仰や風俗習慣に變化を來し、こゝに婆羅門教の思想が生ずるに至つた。

婆羅門教の教理に従へば、宇宙の萬物は至高の梵天より生じ、萬物は凡て梵天の靈を有し、是等の靈は絶えず輪廻し、良き靈は神、聖人の體に宿り、不良の靈は大の如き不純なる動物に宿り、それは更に輪廻して遂に梵天に復歸する。之に要する期間は二千四百萬年に達するといはれて居る。

婆羅門教の教理は最初の内は比較的單純であり、儀式等も餘り嚴格ではなかつたが、後になると祈禱、供物、宣誓、齋戒、沐浴などの儀式が定められ、また被服、裝飾、起居動作、飲食等日常生活の瑣事に至るまで嚴格な規則を受けた。大衆はかゝる律戒儀式を嚴守する閑暇も餘裕もなく従つてかゝる教を歓迎しなかつた。

かくて佛教は婆羅門教に對する反動として生れることになつた(紀元前五世紀)。佛教は阿育大帝(前二七二—二三二)の時代に國教として一時全印度に勢力を振ひ、佛教最盛時代を現出した。それに應じ婆羅門教は自然に衰微した。後佛教は印度で衰へ、西藏、ビルマ、支那に傳はり、八一〇世紀には佛教は印度から完全に驅逐された。一方婆羅門教は西紀四—六世紀に再び勢力を盛返し、佛教思想を採入れると共に從來の動植物崇拜をもとり入れ、こゝに婆羅門教は印度教として復活するに至つたのである。

印度教は婆羅門教の教理の一部と印度の古史詩、神話的傳説を織込んだ複雑怪奇な宗教で信仰の對象は動物、木石、生殖器の靈にまで及び、神々

の數は三億にも上るといふ。かゝる雜然たる宗教であるから、専門の學者と雖も印度教の内容を統一的に説明することは不可能であるといふことである。或る學者は印度教を以て「一切の迷信、精靈と幽鬼、半神神たる聖者、家族神、部族神、宇宙神、及びそれらのために建立された無数の寺院殿堂の混沌たる集積」と評してゐるのを見ても、それが如何に複雑怪奇なものであるかゞ想像される。

印度教は宗教であると共に、その教理、カスト、人種、言語、歴史より成立する一箇の社會組織であるといはれ、印度教とは印度の社會組織の別名であるといはれるのも之がためである。印度教を述ぶるに當つては印度教のカスト、不可觸賤民を見逃す譯には行かない。是等は孰れも大きな研究題目であつて、茲で詳述することは不可能である。こゝでは單にその概要を述ぶるに止める。

カスト(Caste)は本來ポルトガル語で種姓又は階級を意味する言葉であるといふ。我國では普通、種姓制度、身分制度、姓階制度、種姓階級制度などと譯されてゐるが、要するに身分、職業が世襲的に固定してゐるところの社會階級制度である。我國に於ても封建時代には士農工商及び穢多なる階級があつたことは我々の熟知せる處である。歐洲諸國に於ても中世時代にはこの種の制度が存在してゐたのであるが、今日に於ても尙ほかゝる制度の存在するは印度以外には見當らない。

印度のカストは法律上の制度ではなく、一種の社會慣習に過ぎないのであるが、其の影響力は實に偉大なもので、印度人社會は正にこの基礎の上に立つてゐるものといひ得るのである。印度教徒中には種姓制度の全廢を唱へるものもあるが、かゝる制度を存続せんとするものが一大勢力を有し、この制度を打破するといふが如きは非常な困難事であるといはれてゐる。

る。勿論今日の階級制度は昔日の如き嚴格さを維持し得なくなつて來てゐるといふことである。

カストの起源については必ずしも學說の一致を見てゐないやうであるが、一説によれば今より三、四千年前アーリア族が中央亞細亞より印度西北國境を越えてインダス平原に侵入し、更に先住のドラヴィダ人を驅逐して漸次ガンデス平原に定住する頃に完成したもので、最初はアーリア族の血の純潔と文化の清純を保持するためにドラヴィダ人を除外して自ら婆羅門(Brahman)、刹帝利(Kshatriya)、吠舍(Vaisya)の三階級を組織し、被征服民たるドラヴィダ人を首陀羅(Sudra)として賤業階級として四種の種姓制度を樹立したものであるといふ。

婆羅門は僧侶の階級、刹帝利は武士の階級、吠舍は商人、實業家の階級、首陀羅は農奴、奴婢の階級、奴隸階級とされてゐた。

以上の四種姓階級の外に、今日其の數五千萬餘といはれる不可觸賤民(英語では Untouchables, Depressed Classes, Scheduled Castes 等)といはれ、ガンヂーは之をハリジヤン(Harijan)と呼んでゐる(がある)がある。之はカストに含まれず、所謂穢多の階級で首陀羅の下位にある。

婆羅門以下首陀羅の四階級の區別は婆羅門教時代には頗る嚴格で、他階級との間の結婚及び職業の混同を許さず、その身分、職業は出生と共に決定されてゐたのである。

然るに後世文化の發展に伴ひ、社會的分業を生じ、従つて職業も夥しき分化を來し、且それ等の職業は世襲とせられてゐたために、同一階級内に於ても職業の高低により無數の副階級を生じた。また紀元四一六世紀にかけて、印度に侵入したベルシヤ人、トルコ人、蒙古人、ギリシヤ人の子孫はやがて印度化されて婆羅門、刹帝利階級に編入されたが、これ等は人種

の相違に基いて自ら別個の副カストを形成した。かゝる事情によつて今日カストの數は數千にも及ぶといふことである。

是等のカストは何れも共通の保護神を戴き、また互に結婚せず、飲食を共にせず、各、共通の儀禮や共通の社會的規律の下に獨立的な身分職業社會を形成して、各自の階級を恰も單一人種の社會の如く信じてゐるのである。かゝる状態であるから、今日全印度人口の六八%を占むる印度教徒の大同團結が出来ないのも當然である。

現在婆羅門に屬するものは人口の八%に過ぎないが、僧侶を初め、法律家、教育家、技術家、醫者の外地主或は農民となることも認められ、また特殊の經濟的理由があれば、小作人、料理人、兵士になることも認められてゐる。これ以外の職業に従事するならば、たちまち其の階級より脱落することになる。今日官吏の三分の一はこの階級の出であり、印度社會の支配的實權を握つてゐるのはこの階級である。

刹帝利はその分派最も多數で、多くのものは實業方面の職業或は農村に於ける地主として婆羅門と共に印度の上流階級をなしてゐる。都市では菓子、香料、理髮等の清潔とされる職業に従事してゐる。

吠舍階級は非常に多くの副階級を有するが、古來の農業、商工の系統をひき、今日經濟界に根強い勢力を有し、大實業家階級はこのカストから出てゐるといふ。この他この階級は、農業或は比較的清淨な職業に従つてゐる。首陀羅階級は主として上述の諸階級に使傭され、また下賤汚穢とせられる製革や掃除等の業務に従事してゐる。

最後に不可觸賤民はカスト外の穢多階級で首陀羅の下位にある。彼等は特殊部落に居住し慘めな生活を送つてゐる。彼等の觸れるものは一切不淨とせられ、一般階級の使用する公共用井戸には接近することさへ許され

ず、また子弟を公共の學校へ入學せしむることも禁ぜられてゐる。また印度教徒といふことになつてゐながら寺院へ入ることも出来ない。若し婆羅門姓の者が近付いて來るときは走つて身を隠し、道を轉じなければならぬ。この下可觸賤民階級のものには經濟的にも最下層で大部分住むに家なく、食すべき食物もないといふ状態といはれてゐる。

尙ほ序に述べるが、階級の區別は帽子や顔面に印した種々の表彰、所謂カスト・マークによつて容易に識別されるといふことである。

最近不可觸賤民の階級中より水平運動が起り、政治的、社會的自由の獲得を要求するに至つてゐるといふ。又回教徒聯盟の提唱する所謂パキスタン案(回教國建設案)を支持すると共に不可觸賤民自身に對しても一つの獨立的領土を要求してゐるといふことである。

カストについては述べべきことが多々あるが茲では總て省略し、最後にカストなる社會制度が印度教徒の日常生活の上に如何なる形をとつて現れてゐるかの一例を述べよう。

例へば家庭の家事使用人の仕事について見れば、其等は總てカスト別の分業になつて居り、コックが第一位、食堂ボーイが之に次ぎ、家内掃除はハマールといふ階級のものがすることになつてゐる。便所や庭の掃除は最下位たるメーターの仕事となつてゐる。メーターは如何に勤勉に働いてもハマールに昇格することは出来ず、ハマールはまた食堂ボーイになることは絶體に出来ない。

かゝる社會制度の下に於ては、人々が向上の慾望を失ふことは當然であり、國家社會の進展も期せられないことは明白である。

また職業の嚴守といふことは一面専門的技術の上達といふ利益はあるにしても、他國ならば一人で出来る仕事に數人を必要とするのみでなく、一

人の仕事の分量が減ずる結果、彼等是一日の大部分を無爲に過すといふことになり、このために印度の勞働能率は人口の割に非常に低いといふ結果となるのである。

#### (ロ) 回教

回教は印度にとつては外來宗教である。回教の印度侵入は七一八世紀の頃でモハメットの死後間もなくのことであつた。其の後侵入は頻々として繰返されたが、回教徒が實際に印度を征服したのは十三世紀の初期で、最初の印度回教王朝たる奴隸王朝を初めとして幾多の王朝が創始された。以來十五世紀までは回教徒の印度掠奪は絶え間なく行はれたが十六世紀に入り元の帖木兒五世の孫バールバールの侵寇により北印度全部は其の支配下に置かれるに至つた。これ即ちモガール帝國である。

バールバールの孫アクバールの時代即ち十六世中葉より十七世紀の初期にかけてモガール帝國の最盛期を迎へることとなつた。帝は努めて寛容の態度を以て印度教徒に臨み、これが融和に成功したのであつたが後に熱狂的回教徒たる第六世オーランゼブ帝の時代に至つて再び印度教徒虐待の政策を採つたので、印度教徒の蹶起となり、こゝに回教徒と印度教徒の争闘の時代を現出するに至つたのである。

其の虚に乗じて英人の印度攻略となり、遂に今日の英國統治時代となつたのである。

回教は教理、或は儀式、慣習等に於て印度教と全く對蹠的である。回教は一神教にしてアラアの外に神なしとして印度教の多神主義、偶像禮拜主義を排撃すると共に、印度教のカストに反對し、無差別平等主義を唱へた。回教は本來非常に侵略的、傳導的宗教であり、それは劍を以て多くの信者を作つた。印度教徒中にはその壓迫によつて回教に改宗せるものもあ

り、また印度教徒のカスト外に置かれた不可觸賤民中には回教の無差別平等主義にひかれて回教に改宗せるものもあることは先に述べた通りである。

#### 第四項 回印兩教徒の相剋

前項に述べた通り、回教徒は永く支配者として印度教徒に臨んでゐたのであるが、かゝる歴史的因縁は教理、儀式、慣習等の根本的相違と相俟つて回印兩教徒の間に深い溝を作つてゐるのである。回印兩教徒の間の精神的隔りが如何に甚だしいものであるかは、モリソンの次の如き言葉によつて想像することが出来やう。都市に於ては回印兩教徒は別々の地域に住ぶ傾向がある。これは宗教、慣習を同じうする人々の共同觀念を鞏固にするためであるが、モリソンに従へば「是等の兩教徒の間には歐洲に於ける二國家以上の隔りがある。それは全く異なつた、しかも仇敵の間柄にある國民を想起せしめる。獨佛の兩國は仇敵國家の代表的なものであるが、それでも佛蘭西人は獨逸へ行つて獨逸人の家に寄寓し、起居、食事を共にし一緒に禮拜所に行くことが出来る。然し回教徒と印度教徒の家庭はそれが絶対に出来なう」のである。

回教徒と印度教徒との離反が如何に甚だしいものであるかを完全に理解するためには、兩教徒の交渉の歴史、宗教そのものの相違、宗教上の儀式の相違、風俗習慣の相違等について研究することが必要である。然し是等の問題に深入りすることは本文の目的から外れることになるので、茲では回印兩教徒相剋の一原として屢、引合ひに出される二、三宗教上の儀式の相違について述ぶるに止めよう。

印度教徒は牝牛を神聖視し、之を屠殺する如きは重大なる罪惡であると考へてゐる。然るに回教徒は宗教上の犠牲として牝牛の屠殺を盛んに行

ふ。回教徒が生贄として牝牛を捧げるのは、それが廉くつたためであつて、必ずしも牝牛に限つた譯ではない。それはとにかく、回教の祭日には特別の警戒が行はれるのであるが、この牝牛屠殺の件が屢、兩教徒衝突の種となり、多數の死傷者を出すことも珍しくないといふ。

又印度教徒は宗教上の儀式に盛んに鐘を叩き、音楽を奏し、歌を謡ふのであるが、回教は禮拜の時は音楽を嚴禁してゐる。そこで印度教徒の行列が騒々しい音を立て、回教寺院の前を祈禱時に通過すると必ず一悶著起し、時にはそれが擴大して一大殺傷事件にまで發展するのである。

また賑かな印度教の春の祭、ホリイ祭は屢、回印兩教徒衝突の原因になる。この祭日には綺麗に着飾つた印度教徒が何時も色水を掛け合つて喜ぶ習慣があるが、この折、見物に現れた回教徒にうっかり掛つて、回印騒動の原因になるといふことがよくあるといふ。

右の二、三の例は我々の目から見れば孰れも些細な問題であるが、かゝる些細な問題も、そのよつて來たる處は遠く深いのであらう。

要するに回教徒と印度教徒との交渉の歴史が兩者を分つ大きな原因と考へられる。印度教徒の目から見れば回教徒は外國人であるから、彼等をもその故郷に追放しなければならぬであらうし、又印度は印度教徒が多數を占めてゐるから印度教徒が支配者の地位に立つのが當然であると考へるのである。

又回教徒の側では、自身を神の選んだ人種と考へ、その宗教上の理想達成のために印度教を信仰するものと戦はなければならぬと考へるのである。かゝる見解の相違が兩者の間に大なる溝渠を作つてゐるのである。

更にまた兩者の間に結婚が嫌忌されてゐること、食事を共にしないこと、言語、文字を異にすること、學校教育の種族主義、指導者の無知、偏

見は兩者の融和を妨げることを著しい。

#### 第五項 英國の分割統治政策

以上第一乃至第四項にわたつて印度の人種、言語、宗教其の他の點について概説を試みたのであるが、この簡単な展望を以てしても、印度が如何に複雑な社會であるかを知るに足るであらう。

複雑なる人種構成、亂雑を極めた言語、錯雜せる宗教、印度教に於ける無數のカスト等は事實印度をして無數の排他的、獨立的社會に分裂せしめてゐるのである。かゝる状態では印度の獨立運動が發展し切らないのも無理からぬことと考へられるのである。

然しながら是等無數の獨立的社會の存在が一國家としての印度の分裂の素因たることは疑ひの餘地なきも、さればとて是等無數の社會が互に争鬭を事とせねばならぬといふことはないであらう。

何となればカシミールでは君主は印度教徒であるに拘らず住民は回教徒の方が多く、反對にハイデラバードでは君主は回教徒であるが住民の大多數は印度教徒である。然も極めて最近まで王侯國間に於ては共同體抗争は殆ど見られず、回印兩教徒は和平のうちに生活し來つたからである。

印度社會の分裂性に誘因を與へ、之を激發せしめられたるものは正に英國の傳統的政策たる分割して統治する(Divide and rule)の方策であると考へなければならぬ。

英國の分割統治政策の目的とするところは要するに印度民族の種族的、宗教的、文化的錯雜性、分裂性を利用して、内部的鬭争を誘發、激化せしめ、反英的な國民的統一勢力の結成を抑制し、以て英國の印度支配を永久化せんとするにあり、いはゆる夷を以て夷を制するの策であると云ひうるであらう。以下二、三の具體例について概説しよう。

印度の民族的統一、殊に人口の九割以上を占めてゐる回印兩教徒の融合

一致を妨げてゐる最も有力なる要素が、宗教を中心とした種族、言語、歴史、傳統等の相違に基づく社會組織の對蹠性にあることを考へるならば英國がこの點に目を付けることは至極當然である。従つて英國の分割統治政策は主として宗教的不一致、殊に回印兩教徒の分裂抗争の誘發激化に向けられたのである。勿論分割統治政策は宗教以外の、例へば文化的部面、經濟的部面に於ても採用されたのである。例へばビルマの分離は後者の一例であり、教育制度、官吏任用の資格に關する政策等は前者の一例である。是等の點についてはそれ／＼の項に於て述べる機會があらう。

そも／＼分離統治政策の採用を英國政府に奨めた最初のものは一八二一年の *Asiatic Journal* にカルナテイカスの署名で發表された一論文であるといはれてゐる。その論文は「分離統治こそ我々の印度統治のモットウでなければならぬ」と主張し、これに續いてコール中尉が「我々の努力は異なる宗教、民族間に現存せる分裂状態を全力を擧げて強化することであり、これを解決することであつてはならない」と述べてゐる。この分離統治政策が行はれたのは十九世紀の中頃からであつて、最初は専ら回教徒の壓迫に向けられた。といふのは當時モガール帝國の潰滅は回教徒そのものの轉落をもたらししたのであるが、英國によつて政治的霸權を奪はれた回教徒は反抗を以て之に報いたからである。

一八四二―四四年總督たりしエレンボローは次の如く述べてゐる。「余にはこの民族(回教徒)が本質的に我々に敵意を抱くといふ事實に眼を蔽ふことは出来ない。従つて我々の眞の政策は印度教徒との和を獲得することではなければならない」と。

之より先きオークランド總督(一八三六―四二年)は從來用ひられてゐた公用語を廢止し、英語を以て之に代へた。印度教徒としてはペルシャ語を學ぶ代りに英語を學べばよかつたのでさしたる苦痛を感じず、競つて英國

管理下の學校に入學した。回教徒としては英國に對する反感もあり、また英國の學校經營方針が回教徒無視の態度をとり、主として英語とヒンヅ語による歐風教育を行つたので、回教徒はその子弟を英國經營の學校に入れる事を忌避し、独自の教育方針を堅持した。

次いで一八四四年總督ハーディング(一八四四—四七年)は英國流の教育を受けたものに社會的地位の優先權を與へる旨の聲明をなすに至つた。かくて回教徒はその習得せる英語によつて漸次政府の役人の地位を獨占するに至つた。回教徒は之とは逆に政府の官吏の地位から除外され悲運に沈吟するに至つた。また從來免税の特權を有してゐた回教徒の學校或は名家等は英國の新統治によつて悉くその特典を剝奪され、數千の名門が没落し、多數の學校は閉鎖され、その結果回教徒は經濟的にも著しく衰退せざるを得なかつた。

殊に一八五七年のセポイの叛亂(土民兵の叛亂であつて、印度に於ける英國の植民地的支配に對する最初の民族の一大抗争であつた)には印度教徒も參加してゐたが、その中心勢力が回教徒の土民兵であつたので、これが有力な回教徒壓迫の口實を英國に與へた。かくて回教徒は一段と迫害されます。窮迫するに至つた。

一方文化、經濟の分野に於て有勢を示して來た印度教徒は、やがて回教徒侵略以前の印度教文化の復興を志すに至り、之がひいては民族獨立運動にまで發展する勢を示すに至つたので、英國は對回教徒態度を改め、之に懷柔策を施し以て印度教徒を牽制せんとした。

十九世紀の後半に於て英國は突如として回教徒を意味する少數民族の保護を宣言するに至つた。こゝに於て回教徒も英國側と妥協し、一八七五年には從來拒否し續けて來た英國流の教育を承認した。一九〇五年のベンゴール州分割令は回教徒に對する英國の迎合であつて、要するに回教徒と印度

教徒とを二分することによつて東ベンゴールに於ける回教勢力の成長を援助し以てヒンヅ社會の勢力を抑制せんとしたものであつた。ベンゴール分割令を契機として從來高まりつゝあつた印度教徒の政治的不滿は遂に爆發し、テロと一揆に發展し、全印度に互つてスワデシ運動(Swadeshi. 國産品愛用運動)が展開された。遂に英國もこの強硬策を斷念し、一九一二年の印度統治法に於てベンゴール分割令の取消しをなすに至つた。之が同地方の回教徒の不滿を買つたことは云ふまでもないが、不穩行動が法律を改廢し得るといふ確信を印度民衆に植付けたといふことは極めて大きな意義をもつてゐる。當時回教徒の間に「爆彈なくして恩典なし」(No Bombs, no Favors)といふ皮肉な洒落が流行したといふ。

次に政府の密使が回教徒社會に派遣され、イスラムの復興のために回教徒は急遽蹶起しヒンヅ勢力を打倒することを使喚した。ために回教徒の蜂起となり、一時ヒンヅ教徒の恐怖時代を現出したといふ。

また回教徒は一九〇九年の所謂モレー・ミント改革によつて分離選舉制を獲得し、ヒンヅ勢力に對抗するための政治的保障を得た。

即ち一九〇九年十一月の施行令(一九〇九年の印度參事會條令に對する)は宗教、經濟、其の他の特殊利害關係に基づく選舉制を規定し、中央の立法參事會にも大地主、商業會議所、大學、回教徒からの選舉制が規定せられた。而して宗教關係で選舉制を認められたのは回教徒のみで、特に其の選舉方法は直接選舉制であり、他の團體については間接選舉制が採用されたといふ事は印度法制史上に於ける回印兩教徒の分割政策の最初の現れとして極めて重要なものと云はなければならぬ。

其の後世界大戰に於て英國が回教宗家たるトルコ帝國を攻撃せるため、英國と回教徒との關係は惡化し、一九一九年にガンヂーの提唱で第一次非協力運動が採用された時には、回教徒と國民會議派(國民會議派は印度教

徒を最も多く擁し、印度教徒を母體とする政治團體である」との共同戦線が結成されたが、それも前後八ヶ年にして崩解し、以後兩者の關係は悪化するばかりであつた。一九四〇年に至り回教徒聯盟（印度教徒に對する回教徒の立場を擁護せんとして結成され、回教徒の主張を代表する最有力な政黨である）總裁ジンナーは印度總督に對し所謂パキスタン案を正式に通告するに至り、回印兩者の決裂は最早最終段階にあるを思はしめる。尙ほパキスタン案とは回教徒の多く住む西北國境、カシミール、ベンゴール、アツサム等の諸州を聯盟の獨立運動を行ふ地域に指定し、この地方に於ける會議派運動を禁止すると共に首府をラホールに置かんとするもので、回教國建設を提案せるものである。

更に一九三五年印度統治法の中央立法議會に於ける議員の構成を検討するに、上院に於ては議席英領印度一五六名、王侯國一〇四名以下で、英領印度は六名の總督任命議員を除けば、人民の直接選舉によるものは残り一五〇名である。その内一般議席七五（印度教徒代表に對する議席）、不可觸賤民六、シーク教四（但パンジヤブ州）、回教徒四九、婦人六、英國人七、印度基督教徒二、アングロ・インディアン一となつて居り、下院に於ては議員數、英領印度二五〇名、王侯國一二五名以下であるが、英領印度の議席は一般一〇五名（内一九は不可觸賤民に割當て）、シーク教六、回教徒八二、アングロ・インディアン四、英國人八、印度基督教徒八、商工代表一、地主代表七、勞働代表一〇、婦人九、合計二五〇名である。

之等議員の割當てを検討するに、人口に於て印度總人口の二五%を占めるに過ぎない王侯國に對し上院で四〇%、下院で三三%の議席を與へ、また人口の二三%を占むるに過ぎない回教徒に對し、上院三三%、下院三二%の議席を與へてゐるに反し、全人口の六八%を占むる印度教徒に對しては兩院とも僅かに三割程度しか與へてゐない。之印度教徒を壓迫し、回教徒

を擁護し、又保守的勢力たる王侯國を援助して、以て國民會議派の獨立運動を牽制せんとするものであることは言はずして明かである。

また選舉方法として宗教別其の他の團體選舉制をとることも種族的、宗教的其の他の對立觀念を助長し、以て印度人の國民的團結を妨得せんとする意圖に出づるものである。

回印兩教徒の間に於て、極めて些細なことをきつかけとして紛争が生ずること極めて屢々で殆ど年中行事の觀があるといふことについては既に述べた通りであるが、是等の鬭争の原因が何時も曖昧であるといふことがまは是等の事件に共通の特徴である。しかし是等の事件を詳細に調べて見ると、その正體を正確に握み得ないに反し、かゝる事件を誠しやかに傳へるデマ宣傳が非常に大きな役割を果してゐるといふことを認めざるを得ないといふことである。かくて回印兩教徒の鬭争の背後には英國側の巧妙なる謀略が潜んでゐるといふことは疑ふ餘地はない。

根も葉もない出來事や些細な回印兩教徒の衝突はたちまち英國のデマ宣傳の材料として利用され、無知な民衆はそれを信じ、遂に宗教鬭争としてたちまち各地に波及し、大事に至るのである。かくの如く回印兩教徒の衝突の多くは、宗教社會に適用された英國側の分割統治政策によつて誘發激化され、それは再び兩教徒衝突の素因として作用するものと云ひ得るのである。

回印兩教徒の衝突事件に對する英國側の取締は極めて手温るく、果して之を防止する意思を有するや否やを疑はしむるといふことであるが、けだし當然のことであらう。また停車場の水飲場、列車食堂等は回印兩教徒によつて夫々別にしてあるが、是等も兩社會の對立意識を強化するに役立つであらう。又學校、言語、文字に關して種族の傳統を尊重するといふ英國の方針も、文化的部門に於ける分割統治政策の現れであると見られる。